【資料８】

新潟市障がい福祉課
平成 26 年 11 月 20 日
第 13 回条例検討会資料

合理的配慮について

１．合理的配慮

（１）障害者権利条約

「合理的配慮」とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

※「特定の場合において必要とされるもの」の意味

① 個人の個別具体的なニーズに取組むものであり、個々人で異なるもの（出典：障害者雇用にかかる「合理的配慮」に関する研究）

② 障害のある人が置かれた具体的な状況を前提に、その必要性について個別の判断がなされること（出典：障害者の権利条約と日本）

（２）障害者差別解消法

第２条第２項　社会的障壁　障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

第７条第２項　行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

第８条第２項　事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

２．現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明

Ｑ１　「現に社会的障壁の除去の実施を必要としている旨の意思の表明」の具体的な意味如何。

Ａ１　個別具体的な場面において、社会的障壁の除去の実施に関する配慮を必要としている状況にあることを、言語（手話も含む。）その他の意思疎通のための手段により

伝えることを指す。

Ｑ２　障害者からの「意思の表明」があった場合に限定している理由如何。意思の表明がない場合には、「必要かつ合理的な配慮」を行う必要はないのか。

Ａ２　「意思の表明があった場合において」としているのは、「合理的配慮」とは、社会的障壁の除去を必要としている障害者が現に存在する場合における個別の対応として求められるものであり、配慮を求められる相手方から見て、当該者が障害者なのか、配慮を必要としているか否かが分からない場合についてまで、具体的に配慮を義務付けることが困難なためである。

合理的配慮については、障害者権利条約において「特定の場合において必要とされるもの」と定義され、個別具体的な場面で必要とされるものとの趣旨が表されており、これを踏まえた障害者基本法第４条第２条においても「それ（社会的障壁の除去）を必要とする障害者が現に存し」を規定されているところ。

なお、障害者からの意思の表明がない場合にも、法的な義務は発生しないものの、行政機関等や事業者が自主的に適切な配慮を行うことは、本法の趣旨に照らし望ましいことと考えている。

Ｑ３　「意思の表明」については、障害者本人からの意思の表明に限られるのか。「意思の表明」ができない障害者については、「必要かつ合理的な配慮」はできないことになるのか。

Ａ３　知的障害等により本人が自ら意思を表明することが困難な場合には、その家族等が本人を補佐して意思の表明をする場合も、解釈上含み得るものと考えている。

（出典：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律Ｑ＆Ａ集（内閣府））

３．その実施に伴う負担が過重でない

Ｑ１　「その実施に伴う負担が過重でないとき」かどうかを判断するに当たっては、どのようなことが考慮されるのか。また、その検討過程において、関係者の意見の聴取は行われるのか。

Ａ１　「その実施に伴う負担が過重でないとき」の判断に当たっての考慮要素としては、例えば、事業等の規模やその規模からみた負担の程度、財政状況、業務遂行に及ぼす影響といったものが考えられる。

今後、本法第６条に規定する基本方針において典型的な考慮要素を例示するとともに、対応要領や対応指針において具体的な内容を明らかにすることを想定しており、その検討過程においては、障害者や事業者等の関係者の意見を反映させるための措置を講ずることとしている。

Ｑ２　中小零細企業などから合理的配慮による負担を懸念する声もあるが、「その実施に伴う負担が過重でないとき」の判断では、事業規模も考慮されるのか。

Ａ２　障害者権利条約においては、合理的配慮について、「均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」とされており、本法では、この趣旨を踏まえて「実施に伴う負担が過重でないとき」と規定しているもの。

　事業者の場合には、事業等の規模やその規模から見た負担の程度といった要素も考慮されるべきであり、こうした考慮を通じ、中小零細企業についても配慮していく必要があると考えている。

　いずれにしても、基本的な考え方については、今後、基本方針や対応要領、対応指針において示していく予定である。

（出典：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律Ｑ＆Ａ集（内閣府））

○　改正障害者雇用促進法上、合理的配慮の提供については、事業主に対して「過重な負担」を及ぼすこととなる場合を除く、とされている。

○　過重な負担を判断する要素としては以下のものがあると考えられる。

ア事業活動への影響の程度

・　当該措置を講ずることによる事業所における生産活動やサービス提供への影響その他の事業活動への影響の程度が過重な負担の判断要素となる。

イ実現困難度

・　事業所の立地状況や施設の所有形態等により当該措置を講ずるための機器や人材の確保、設備の整備等の困難度が過重な負担の判断要素となる。

ウ費用・負担の程度

・　当該措置を講ずることによる費用･負担の程度が過重な負担の判断要素となる。ただし、複数の障害者から合理的配慮に関する要望があった場合、それらの複数の措置に要する費用・負担も勘案して判断することとなる。

エ企業の規模

・　当該企業の規模が過重な負担の判断要素となる。

オ企業の財務状況

・　当該企業の財務状況が過重な負担の判断要素となる。

カ公的支援の有無

・　イ、ウについては、当該措置に係る公的支援を利用できる場合はその利用を前提とした上での判断となる。

○　以上を踏まえ、過重な負担については、

事業活動への影響の程度

実現困難度

費用・負担の程度

企業の規模

企業の財務状況

公的支援の有無

を総合的に勘案しながら、事業主が当該措置の提供について個別に判断することを指針に記載することが適当である。

（出典：「改正障害者雇用促進法に基づく差別禁止・合理的配慮の提供の指針の在り方に関する研究会報告書」）

４．合理的配慮の不提供の具体的事例

（１）聴覚障がいのある人に声だけで話す。

（２）視覚障がいのある人に書類を渡すだけで読みあげない。

（３）知的障がいのある人にわかりやすく説明しない。

（４）車いすの方が乗り物に乗る時に職員等が手助けをしない。

（５）車イスを利用するお客様のために、商品の陳列方法を工夫しない。

（６）車イスを利用するお客様に、店員が陳列棚の高い位置にある商品を手渡さない。

（７）障がい特性に応じた教材を用意しない。

５．環境の整備と合理的配慮

障害者差別解消法第５条　行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

【第５条の趣旨】

○　不特定多数の障害者を主な対象として行われる「事前的改善措置」（バリアフリー法に基づく公共的施設や交通機関のハード面のバリアフリー化等）については、個別具体的場面で行われる「合理的配慮」とは区別し、障害を理由とする差別の解消に向けた「環境の整備」として位置付け、バリアフリー法等によりその推進を図ることとしている。（出典：概説障害者差別解消法）

○　Ｑ　第５条（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する

環境の整備）の趣旨如何。第５条に規定する「環境の整備」と第７条及び第８条に規定する「社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮」とはどのような関係にあるのか。

Ａ　第５条は、バリアフリー法に基づく公共交通施設や建築物等のハード面のバリアフリー化等、不特定の障害者を対象に行われる「事前的改善措置」について規定したものである。こうした措置は、第７条及び第８条に規定する「社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮」の実施に向けた環境の整備として位置付けられるものであり、差別の解消に向けた取組として計画的に推進されることが望ましいことから、国の行政機関や民間事業者等において、その実施に努めることとしている。（出典：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律Ｑ＆Ａ集（内閣府））

≪参考≫事前的改善措置と合理的配慮

	事前的改善措置（ﾊﾞﾘｱﾌﾘｰ（※１）化・情報ｱｸｾｼﾋﾞﾘﾃｨ（※２））	合理的配慮
対象	不特定多数	個人（個別具体的）
意思表示	ない（事前）	あり（事後）

※１　バリアフリー…障がい者や高齢者の生活に不便な障害を取り除こうという考え方。

※２　情報アクセシビリティ…ハードウエア・ソフトウエアの仕様やサービスの提供方法を工夫するなどして、高齢者や障がい者を含む多くの人々が不自由なく情報を得られるようにすること。

６．新潟市条例における合理的配慮

「誰にでもわかりやすい条文にすべき」という委員意見を踏まえ、障害者差別解消法と違う表現としているが、考え方は障害者差別解消法と同様とする。